小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第２７８号
千葉県山武市松ケ谷イ3052―２
再生債務者　田代　亮一
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年６月10日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１号
栃木県大田原市市野沢2025番地21
再生債務者　田村　　紳
１　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月15日から平成22年７月23日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（再ロ）第７号
北海道恵庭市恵央町19番34
再生債務者　佐藤　賢吾
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月16日から平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第４７号
大阪府四條畷市大字清瀧506番地の11
再生債務者　中村　伸一
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月８日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月12日から平成22年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１０００２号
東京都青梅市梅郷６丁目1249番地の46
再生債務者　長谷川正秋
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月23日から平成22年８月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再ロ）第１７号
京都市山科区西野岸ノ下町10番地10
再生債務者　吉見　英治
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月16日から平成22年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１８号
京都市山科区西野岸ノ下町10番地10
再生債務者　吉見喜美香
１　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月16日から平成22年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第３号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町２丁目３番１―401号
再生債務者　三谷　正美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月４日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年６月29日まで
平成22年６月８日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再ロ）第３号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井822番地１
再生債務者　山本　　信
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年６月29日まで
平成22年６月８日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再ロ）第１号
山口県下関市貴船町３丁目６番１―603号
再生債務者　山田　一夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月４日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年７月１日まで
平成22年６月10日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２２年（再ロ）第３号
秋田県男鹿市船川港台島字野竹68番地
再生債務者　鈴木　清孝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年７月２日まで
平成22年６月11日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第２号
青森県五所川原市大字唐笠柳字皆瀬17番地５
再生債務者　松嶋　高司
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年７月８日まで
平成22年６月10日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第３０号
大阪市東住吉区今川５丁目３番８―409号
再生債務者　池山美津子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月31日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年７月８日まで
平成22年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第２９号
大阪府枚方市楠葉中町22番９号
再生債務者　有村　和則
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年７月９日まで
平成22年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１００２３号
東京都品川区南大井５―25―５
再生債務者　石崎　慶一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年６月25日まで
平成22年６月11日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１号
京都府亀岡市余部町檜又19番地22
再生債務者　佐藤　晴之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年６月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月11日　京都地方裁判所園部支部

平成２２年（再ロ）第１号
大阪府門真市大字桑才294番地の24
再生債務者　岩佐　征俊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年６月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第２号
兵庫県西宮市櫨塚町５番41号
再生債務者　寺﨑　　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年６月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月９日　神戸地方裁判所尼崎支部